

事例番号:340183

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日

18:55 発熱・悪寒・陣痛発来疑いのため A 医療機関へ受診

21:31 血液検査で CRP 2.65mg/dL を認める

22:20 尿路感染症疑いのため当該分娩機関に入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

22:40- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、軽度遷延一過性徐脈を認める

妊娠 40 週 0 日

0:00- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失を認める

0:42 頃- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 80 拍/分未満の徐脈を認める

0:53 胎児心拍が 20 拍/分程度となり子宮底圧迫法を併用し計 2 回の吸引分娩で児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stageⅢ、臍帯炎 stage

Ⅱ

## 5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:40 週 0 日
- (2) 出生時体重:3300g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし
- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:  
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:  
生後 9 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医 3 名  
看護スタッフ:准看護師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 6 日の受診より前に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで進行したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 6 日に妊産婦の発熱(39.0℃)に対し、A 医療機関へ受診を促した

ことは一般的である。

- (2) 妊娠 39 週 6 日 22 時 20 分、当該分娩機関受診時の対応〔超音波断層法で BPS(バイオフィジカル・プロフィールスコア)判定、分娩監視装置装着、抗菌薬投与、発熱および子宮収縮を認め経過観察目的で入院としたこと〕は一般的である。
- (3) 妊娠 39 週 6 日 22 時 40 分から 23 時 23 分に行った胎児心拍数陣痛図において基線細変動が減少した状態で分娩監視装置による連続モニタリングを中止したことは一般的ではない。
- (4) 妊娠 40 週 0 日 0 時 15 分の胎児心拍数陣痛図の判読(基線細変動乏しい、一過性頻脈なし)とその後の対応(超音波断層法実施、酸素投与)は、いずれも一般的である。
- (5) 0 時 45 分の胎児心拍数基線低下への対応(酸素投与、超音波断層法で心拍確認、内診で児頭高いと判断したが胎児心拍が 20 拍/分程度となり吸引・子宮底圧迫法で娩出の方針としたこと)は一般的である。
- (6) 吸引分娩および子宮底圧迫法の実施方法(吸引回数 2 回、総牽引時間 5 分)は、一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与)は一般的である。
- (2) 胎便吸引症候群、重症新生児仮死のため、高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」を再度確認し、分娩に携わる全ての医師、助産師、看護師等が、胎児心拍数陣痛図を適切に判読・評価・記録し、異常波形を認めた場合には連続的モニタリングを施行することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。